

7 . 都市基盤整備専門部会

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 都市基盤整備専門部会（建築都市）

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（都市計画関係）	関係項目	公共交通利用活性化方策及び広域公共交通網整備計画検討
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：公共交通利用活性化方策及び広域公共交通網整備計画検討 内容： ・市民アンケート調査の実施、公共交通の維持・確保並びに利用活性化施策の検討、合併後の公共交通体系整備方針の検討 ・大阪府乗合バス地域協議会 ・堺市内バス運行連絡協議会 ・堺市バス利用促進等総合対策事業補助金の交付		名称：公共交通利用活性化方策及び広域公共交通網整備計画検討 内容： ・住民アンケート調査の実施、公共交通活性化に関する検討、合併後の公共交通体系整備方針の検討 ・バス待合所上屋設置工事 ・美原町バス利用促進等総合対策費補助金の交付 ・大阪府乗合バス地域協議会	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 都市基盤整備専門部会（建築都市）

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（都市計画関係）	関係項目	コミュニティバス運行
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：ふれあいバス運行事業</p> <p>内容：各支所区域ごとに支所や老人福祉センターなど公共施設へのアクセスや、公共交通不便地域改善を目的に小型バスを運行。</p> <p>支所行政に伴うアクセスの確保のため、老人福祉センター送迎バス（H10.2 運行開始）を活用し、H12.10 から誰もが利用できるように変更してふれあいバスとして運行開始。</p> <p>平成13年度末までを試行期間として（平成14年度以降も試行期間を延長）利用状況や市民ニーズから見直しを行いつつ、運行を継続中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行開始日 平成12年10月2日 ・運行日 週2日（月・木、火・金、月・水または水・金）（祝祭日・年末年始を除く） ・運行時間 午前8時30分～午後5時50分 ・運行便数 5便/日 ・運行ルート 19コース（各支所3ルート、南支所のみ4ルート） ・停留所数 246箇所 ・利用料 有料（大人100円、小人50円） ・使用車種 小型ノンステップバス（5台） 定員38名 <p style="text-align: center;">リフト付小型バス（6台）</p> <p>定員33名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同事業者 南海バス株式会社 		<p>名称：公共施設循環バス運行事務</p> <p>内容：・運行開始日 平成12年10月2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行日 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く） ・運行時間 午前8時30分～午後5時 ・運行便数 5便/日 ・運行ルート 4コース（東西南北） ・停留所数 38箇所 ・利用料 無料 ・使用車種 車椅子用リフト付マイクロバス（2台） ・定員 24名（内車椅子2台） ・委託先 近鉄バス株式会社 南海バス株式会社 	

事務事業

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い（その他）	合同庁舎整備推進事業		堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い（都市計画関係）	大規模開発調整委員会事務		堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い（都市計画関係）	堺市大規模開発協議会の開催		堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い（都市計画関係）	住宅系建築物容積率割増規定	住宅系建築物容積率割増規定	堺市制度で実施	堺市の事務内容に統一
24 各種事務事業の取扱い（都市計画関係）	用途地域の指定のない地域の形態規制	用途地域の指定のない地域の形態規制	堺市制度で実施	堺市の事務内容に統一

関係団体、組織等

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い（都市計画関係）	堺市大規模開発協議会		堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い（都市計画関係）	堺市大規模開発調整委員会		堺市制度で実施	